

川口市監査告示第11号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和8年5月1日

川口市監査委員	西	原	信一郎
同	金	井	洋
同	関		由紀夫
同	飯	塚	孝行

# 監査結果報告書

## 第1 監査の概要

### 1 基準に準拠している旨

監査委員は川口市監査基準に準拠して監査を行った。

### 2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

### 3 監査の対象

#### (1) 監査の対象

社会福祉法人 川口市社会福祉事業団

公の施設 特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム  
老人デイサービスセンター5か所（芝南れんげそう、新郷れんげそう、芝れんげそう、横曽根れんげそう、鳩ヶ谷れんげそう）

老人福祉センター5か所（神根たたら荘、芝たたら荘、安行たたら荘、新郷たたら荘、仲町たたら荘）

社会福祉センター

南平児童センター

生活介護きじばと

就労継続支援きじばと

ア 所管課 長寿支援課、青少年対策室、障害福祉課

イ 指定管理者 社会福祉法人 川口市社会福祉事業団

#### (2) 選定理由

出資目的に沿った事業運営等が適正かつ効率的に行われるほか、公の施設の指定管理者が行った当該施設の管理運営が、協定書及び関係法令等に従って適正かつ効率的に行われるため、違法、不正な事務事業の執行について指摘し、是正を図るとともに、組織及び運営の合理化の観点から必要に応じて意見を付し是正の

検討を求めることを基本方針とし、監査年間計画を定め実施した。

○前回監査期間 令和4年12月1日～令和4年12月27日

#### 4 監査の目的

重要リスクを念頭に、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係者から説明を聴取するなど監査手続きを通じて検証することを目的とする。

#### 5 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 決算諸表等	法令等に基づいて適切に処理されているか
(2) 契約事務	支出内容は適切か
(3) 基本財産の管理	安全有利な方法で管理運用されているか
(4) 指定管理事業	協定書等に基づく義務の履行は適切か

#### 6 監査の実施内容

##### (1) 監査の対象期間

令和5年4月1日～令和8年1月31日

##### (2) 監査の実施期間

令和8年3月2日～令和8年3月30日

##### (3) 監査の実施方法

重要リスク及び監査の着眼点に基づき監査項目を設定し、リスクの程度により試査又は精査による監査を実施した。

また、現地調査を実施するとともに、関係者から事務の執行状況について説明を聴取した。

#### 【主な監査項目】

##### ア 所管課

(ア) 指定管理者の指定等事務

## イ 出資団体、指定管理者

### (ア) 事業運営等

- a 定款・経理規程等の整備
- b 理事会等の開催状況
- c 決算諸表等の作成

### (イ) 会計経理事務

- a 社会福祉事業団補助金等の収入事務
- b 修繕費等の支出事務
- c 現金・預金通帳等の管理体制

### (ウ) 契約事務

- a サンテピア給食業務等の委託契約
- b サンテピア寝具等の賃貸借契約

### (エ) 財産管理

- a 基本財産等の管理状況

### (オ) 事業の執行状況

- a 鳩ヶ谷福祉センターの自主経営事業
- b 老人福祉センター仲町たたら荘の管理運営

### (カ) その他

- a 前回の監査結果の改善状況

## 第2 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

### (指摘)

#### 1 事業の執行状況について

管理物件の管理運営において、月末の事業報告が、仕様書に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。